

○石狩市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年10月1日規則第8号

〔注〕平成17年から改正経過を注記した。

改正

昭和60年2月18日規則第1号

平成6年12月12日規則第29号

平成8年8月28日規則第19号

平成8年8月28日規則第20号

平成11年3月19日規則第9号

平成12年3月30日規則第8号

平成13年4月27日規則第26号

平成14年9月30日規則第24号

平成16年9月30日規則第20号

平成17年3月28日規則第17号

平成17年9月30日規則第133号

平成17年12月26日規則第147号

平成18年9月25日規則第56号

平成19年9月28日規則第52号

平成19年11月13日規則第59号

平成20年3月27日規則第7号

平成20年4月1日規則第18号

平成20年9月22日規則第30号

平成20年12月16日規則第40号

平成21年4月1日規則第17号

平成21年12月8日規則第35号

平成26年3月31日規則第14号

平成27年12月28日規則第41号

平成28年3月31日規則第48号

石狩市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、石狩市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（所得の額等）

第1条の2 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める所得の額は、次のとおりとする。

（1） 重度心身障害者にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「特別児童扶養手当法施行令」という。）第8条第1項において準用する同令第2条第2項の規定の例による。

（2） ひとり親家庭等にあつては、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第4項の規定の例による。

2 前項の所得の範囲は、次のとおりとする。

（1） 重度心身障害者にあつては、特別児童扶養手当法施行令第8条第2項において準用する同令第4条の規定の例による。

（2） ひとり親家庭等にあつては、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第2項並びに児童扶養手当法施行令第2条の4第3項及び第3条第1項の規定の例による。

3 第1項の所得の額の計算方法は、次のとおりとする。

（1） 重度心身障害者にあつては、特別児童扶養手当法施行令第8条第3項において準用する同令第5条の規定の例による。

（2） ひとり親家庭等にあつては、児童扶養手当法施行令第4条第1項及び第2項の規定の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定により医療を受けている者で対象となるもの）

第1条の3 条例第3条第2項第5号イに規定する規則で定める者とは、第6条第1号に該当する者とする。

（受給者証の交付申請）

第2条 条例第5条の規定に基づく申請は、重度心身障害者医療費受給者証交付申請書（別記第1号様式）又はひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（別記第2号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長は、添付書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（1） 重度心身障害者医療に関する経費の助成を受けようとする者は、条例第2条第1項第1号

に規定する身体障害者手帳、同項第2号に規定する重度の知的障害と判定し、若しくは診断した書類又は同項第3号に規定する精神障害者保健福祉手帳

(2) ひとり親家庭等医療に関する経費の助成を受けようとする者は、現に児童を扶養又は監護している事実を明らかにすることができる書類

(3) ひとり親家庭等医療の18歳以上の児童に関する経費の助成を受けようとする者は、前年の所得税を証明する書類

(4) 3歳以上の重度心身障害者又はひとり親家庭等の児童の属する世帯の世帯員全員の当該年度(4月から7月までの医療に係る医療費の助成については前年度)の市町村民税が非課税である場合にあつては、世帯員全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

(5) 重度心身障害者又はひとり親家庭等の児童の生計を主として維持する者の前年(1月から7月までの医療に係る医療費の給付については前々年)の所得の状況を明らかにする書類

3 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給者の決定)

第3条 市長は、条例第6条第1項により受給資格者であると認めるときは重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付決定通知書(別記第3号様式)により、受給資格者であると認めないときは重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証不交付決定通知書(別記第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(受給者証の交付)

第4条 市長は、条例第6条第1項の規定により助成を決定したときは、当該申請者に重度心身障害者医療費受給者証(別記第5号様式、別記第5号の2様式、別記第5号の3様式及び別記第5号の4様式)又はひとり親家庭等医療費受給者証(別記第6号様式及び別記第6号の2様式。以下これらを「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 受給者証は、毎年更新するものとし、その有効期間は8月1日から翌年7月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(受給者証の再交付申請)

第5条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったことにより受給者証の再交付を受けようとするときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(別記第7号様式)を市長に提出してその再交付を受けることができる。

2 市長は、前項の申請に基づき受給者証を再交付するときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等

医療費受給者証再交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（一部負担金）

第6条 条例第4条の規則で定める一部負担金は、次のとおりとする。

（1） 受給者が6歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療又は受給者の属する世帯員全員の当該年度（4月から7月までの医療に係る医療費の助成については前年度）の市町村民税が非課税である場合の医療については、次に掲げる初診時一部負担金とする。

ア 医科受診の場合 580円

イ 歯科受診の場合 510円

ウ 柔道整復受療の場合 270円

（2） 前号以外の医療については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）の適用を受ける者が、高確法の規定により負担すべき額（基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）に相当する額とする。

2 前項第2号の規定により一部負担金を算定する場合は、高確法の例による。この場合において、高確法第67条第1項第2号中「100分の30」とあるのは「100分の10」と、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条第1項中「高額療養費算定基準額」とあるのは「44,400円」と、同条第3項中「高額療養費算定基準額」とあるのは「12,000円」と読み替えるものとする。

（基本利用料）

第6条の2 条例第2条第6項の規則で定める額は、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に高確法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により基本利用料を算定する場合は、高確法の例による。この場合において、令第15条第3項第2号中「44,400円」とあるのは、「12,000円」と読み替えるものとする。

（一部負担金と基本利用料を負担した場合の特例）

第6条の3 受給者が同一の月において一部負担金と基本利用料を負担した場合における第6条第1項第2号及び第2項の規定の適用については、同条第1項第2号中「基本利用料、食事療養標準負担額」とあるのは、「食事療養標準負担額」と読み替えるものとする。

（助成金の交付申請）

第7条 受給者は、条例第8条第2項の規定に基づき医療に関する経費の助成額の支給を受けようとするときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給申請書（別記第8号様式）を市長に

提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときはその内容を審査のうえ、支給の可否を決定するものとする。この場合において、受給者に支給することを決定した額が申請のあった額と異なるときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書（別記第9号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第9条 条例第9条第1号の規定による届出は重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者住所等変更届（別記第10号様式）により、同条第2号の規定による届出は重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届（別記第11号様式）により行うものとし、当該届書には受給者証を添付するものとする。

- 2 受給者は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときはその旨）並びに被害の状況を、直ちに市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年2月18日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の石狩町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第6条の規定は、昭和58年2月1日から、改正後の規則第2条第2項第3号の規定は、昭和60年1月1日から適用する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の石狩町重度心身障害者及び母子家庭等児童の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により取扱われている申請書、通知書、受給者証及び届書は、改正後の規則の規定による申請書、通知書、受給者証及び届書とみなす。

附 則（平成6年12月12日規則第29号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成8年8月28日規則第19号）

- 1 この規則は、平成8年9月1日から施行する。
- 2 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

3 前項に定めるほか、この規則の施行に関し必要な経過措置については、市長が別に定めることができる。

附 則（平成8年8月28日規則第20号）

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成11年3月19日規則第9号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第8号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月27日規則第26号抄）

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日規則第24号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日規則第20号）

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

2 この規則により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（平成17年3月28日規則第17号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（平成17年9月30日規則第133号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年12月26日規則第147号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年9月25日規則第56号）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の規定は、平成18年10月1日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の様式による重度心身障害者医療費受給者証及びひとり親家庭等医療費受給者証は、当分の間、この規則による改正後の様式による重度心身障害者医療費受給者証及び

ひとり親家庭等医療費受給者証とみなす。

附 則（平成19年 9 月28日規則第52号）

- 1 この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（平成19年11月13日規則第59号）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の石狩市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則及び石狩市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定は、平成20年 4 月 1 日以後に行われる医療の助成又は給付について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成又は給付については、なお従前の例による。
- 3 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。
- 4 この規則による改正前の様式による重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証及び乳幼児医療費受給者証は、当分の間、この規則による改正後の様式による重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証及び乳幼児医療費受給者証とみなす。

附 則（平成20年 3 月27日規則第 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 第 2 条及び第 5 条の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（平成20年 4 月 1 日規則第18号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月22日規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（平成20年12月16日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第1条中別記第8号様式の改正（中略）は、平成21年1月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の規定により改正される様式に係る用紙で、この規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（平成21年4月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月8日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の石狩市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則及び第2条の規定による改正後の石狩市乳幼児等医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成又は給付について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成又は給付については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第48号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）（表面）

別記第2号様式（第2条関係）（表面）

別記第3号様式（第3条及び第5条関係）

別記第4号様式（第3条関係）

別記第5号様式（第4条関係）（表面）

別記第5号の2様式（第4条関係）（表面）

別記第5号の3様式（第4条関係）（表面）

別記第5号の4様式（第4条関係）（表面）

別記第6号様式（第4条関係）（表面）

別記第6号の2様式（第4条関係）（表面）

別記第7号様式（第5条関係）

別記第8号様式（第7条関係）

別記第9号様式（第8条関係）

別記第10号様式（第9条関係）

別記第11号様式（第9条関係）